新潟県 教育月報 11月号

第849号
令和２年11月２日発行
編集人、発行人
新潟県教育委員会

＜今月号の記事＞

	対象校種
１：教育ニュースライン ……	Ｐ１　全種
２：令和２年度末・３年度初　人事異動について ……	Ｐ２～５　全種
３：児童・生徒へのバリアフリー読書サービス ……	Ｐ６　全種
４：新潟県消費者教育推進地域協議会について ……	Ｐ７～８　全種
５：インフォメーション ……	Ｐ９～10　全種

教育ニュースライン

県教育に関する最新ニュースをお知らせします。

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を公表しました

県教育委員会では、例年、教育施策が着実に執行されているか、外部の学識経験者の御意見もいただきながら、事務の管理及び執行の状況の点検・評価を行い、その結果を公表しています。

この度、令和元年度の報告書を取りまとめ公表しました。今回の評価を踏まえて、今後の教育施策のさらなる充実を図っていきます。

【県ホームページ】
https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/r1d-tenkenkyoka.html

令和２年度第２回「いじめ対策等検討会議」を開催しました

「いじめ対策等検討会議」は、いじめ対策の在り方を検討する目的で平成30年12月に設置されました。これまで、「いじめ対応総合マニュアル」の作成を行うとともに、「ＳＮＳ教育プログラム」や「自殺予防教育プログラム」も作成してきました。

今年度第１回目の会議を７月27日(月)に開催し、今後の方向性について話し合ったことを踏まえ、第２回会議を10月12日(月)に開催しました。会議では、「いじめ対策総点検」や各種プログラムの取組など具体的ないじめ対策等について協議しました。県立学校を対象に実施している「いじめ対策総点検」については「学校の組織力強化」に関する評価の在り方が話し合われるとともに、報告されたいじめの対応事例を共有する方法を検討して欲しいという意見がありました。また、各種教育プログラムを体験的に学ぶことが重要であるとして、確実なプログラム実施を各学校に求める意見も出されました。情報モラル教育については、児童会で学校のホームページを作成する活動を通して、掲載して良い内容を児童自らで考えるようになったという県内小学校の事例が紹介されました。

今年度は５回程度開催する予定です。

令和２年度末・３年度初　人事異動について

義務教育課・高等学校教育課

地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくりに向けて　義務教育課

はじめに

県内のすべての子どもが等しく質の高い教育を受けるためには、勤務年数や専門性、教員免許状の種類等、均衡のとれた教職員の配置が必要です。しかし、教員の住居が都市部に集まる傾向があり、教員確保困難地域における経験豊富な教員の確保は、県の教育水準を維持・向上させるために重要な課題です。

県教育委員会では、以下の人事異動の変更点やポイントをふまえ、全県的な視野に立って、適材適所の配置に努めます。

令和２年度末・３年度初の変更点

１　「特別支援学校教諭採用枠」採用者の採用後６年間の勤務地経験を以下のように見直します。

・原則として特別支援学校に配置する。
・Ｃ地域又はＤ地域１回以上

２　「公募制による教職員人事」における応募資格に以下の内容を追加します。

・令和３年３月31日現在、応募者の所属校が応募先市町村以外にあり、勤務年数が３年以上であること。

令和２年度末・３年度初のポイント

県の課題解決のために、

(1)　Ｃ地域又はＤ地域への異動に当たり、自宅のある地域とは異なる地域に勤務することをさらに積極的に進めます。

(2)　教員確保困難地域での中堅教員等の確保に努めます。

異動基準

１　市町村立義務教育諸学校教職員の転配置

Ａ地域は「自宅から25km未満」です。Ａ地域以外のひら場をＣ地域、へき地をＤ地域とします。Ｃ地域又はＤ地域への異動に当たり、25kmを大きく超える地域への配置を引き続き積極的に進めます。

以下は、年齢区分に応じた勤務地経験は以下のとおりです。

表１　教諭・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・事務職員

年齢区分	勤　務　地
採用後６年間 (原則として2か校目まで)	Ｃ地域又はＤ地域１回以上
３か校目以後	45歳までにＣ地域又はＤ地域１回

表２　「特別支援学校教諭採用枠」採用者

年齢区分	勤　務　地
採用後６年間 (原則として2か校目まで)	①原則として、特別支援学校に配置する。 ②Ｃ地域又はＤ地域１回以上
３か校目以後	①Ｃ地域又はＤ地域１回 ②小・中学校の特別支援学級、通級指導教室等へ１回(45歳までに①②を共に経験)

※表中の「１回」とは3年以上の勤務をいいます。

２　計画的な転配置

教員は、原則として同一校に３年以上勤務するものとし、それ以後、県教育委員会が、異動が適当と認める者については、「異動基準」により計画的に転配置します。

勤務３か校目以後、同一校に３年又は４年勤務した者は、異動希望の有無等を勘案して転配置します。また、５年勤務した者は、原則として転配置します。６年目に学校の事情

によって残留する場合は、申請書の提出を求めます。

３　県立特別支援学校教員の転配置

異動基準は、市町村立義務教育諸学校教職員に準じます。

４　県立特別支援学校寄宿舎指導員及び実習助手の転配置

県内を上越・中越・下越（新潟市を含む）に分け、地区内での異動を原則とします。また、採用も地区単位での採用となります。

５　障害者手帳の交付を受けている教職員の転配置

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている教職員は、原則、すべてＡ地域勤務とします。

異動方針達成の方法

専門性、性別、年齢、勤務年数、所有する教員免許状の種類等に配慮し、地域、学校間に不均衡が生じないような配置に努めます。

(1)「自宅」の精査

採用後６年間の勤務後にＣ地域又はＤ地域勤務が複数回ある場合は、自宅の精査により、勤務地区分を見直す場合があります。

(2) 新採用者の計画的な転配置

採用後６年間の勤務校は、原則として１か校３年間の勤務を２か校行い、Ｃ地域又はＤ地域１回以上とします。

(3) 全県的視野に立った人事交流の促進

原則として、採用後６年間勤務後はＡ地域での勤務を基本とします。ただし、45歳までにＣ地域又はＤ地域に１回、転配置します。

(4) 教員確保困難地域での中堅教員の確保

教員確保困難地域における中堅教員の転配置に努めます（㊥登録）。異動希望地区は、上越、中越、下越（佐渡を除く）、佐渡の４地区（希望は２地区まで）です。平成28年４月１日以降の㊥経験者のうち、40歳以上の者は、教頭選考検査の筆答検査を免除します。㊥登録の希望者は、所属長に申し出てください。

(5)　校種間の人事交流の促進

①　免許状所有者の積極的な配置

小・中学校間及び小・中学校と特別支援学校間において、異校種の当該免許状を所有している者を、一般異動として異校種に積極的に転配置します。

②　小・中学校と特別支援学校間の交流

小・中学校と特別支援学校間で、３年間を原則として、異校種に勤務する経験をすることにより、特別支援教育のリーダー育成に資することを目指します（㊒登録）。

(6)　通級指導教室担当者の育成

小・中学校及び特別支援学校に在籍し、言語障害・難聴通級指導教室に継続的に携わる意欲のある者を、言語障害・難聴通級指導教室の担当者が在籍する学校に配置し、ＯＪＴ方式で育成します。

(7)　公募制による教職員人事

市町村教育委員会及び県立学校で取り組んでいる特色ある教育活動等を推進するため、自らの専門性やこれまでの経験を生かし、中心となって取り組む意欲ある適任者を全県から広く募集し配置します。

(8)　再任用

再任用短時間勤務の割振りパターンは以下のとおりです。

①　１日７時間45分×３日間【週３日勤務】
②　１日５時間49分×４日間【週４日勤務】
　　※５時間48分を1日含む。
③　１日４時間39分×５日間【週５日勤務】

再任用短時間勤務は、各学校が定める勤務時間の範囲内に割り振るものとします。

(9)　県と新潟市との人事異動

権限移譲後についても当分の間、継続実施します。平成27年度に導入した「新潟市への人事異動登録票」の登録者については、計画的に新潟市への異動を進めます。

おわりに

県内どの地域においても、各地域の特色を生かした活力ある学校づくりが進められるよう、今年度の異動方針・異動基準の下、公正かつ厳正な人事異動を実施していきます。

「魅力ある学校づくり」を進めるために
高等学校教育課

はじめに

各学校では「特色ある学校づくり」に向けた取組が行われていますが、このような取組を推進するためには、学校の運営体制をより充実させるとともに、教職員一人一人の成長を図る必要があります。

そこで、高等学校教育課では、以下の人事異動方針・基準に沿って、計画的かつ適切な教職員配置を行い、教育活動の一層の充実を進めていきます。

人事異動方針

1　優秀な新人を採用・登用し、清新の気風を導入します。
2　教職員の適材適所の人事配置に向け、全県的視野からの人事異動を促進します。

今年度の人事異動方針に大きな変更はありません。以下に異動基準及び人事異動の方法等を示します

異動基準

異動基準を、次の４点について具体的に定め、人事異動を促進します。

1　年齢、勤務年数、所有免許状、能力・適性等からみて、適材適所の配置に努めます。
2　異なる地域、課程及び学科間の異動を促進します。
3　新採用教員については、人材育成の観点から、学校規模、職員構成等を勘案した計画的な配置を行います。
4　高等学校と特別支援学校との人事交流については、所有免許状、適性等を考慮して行います。

人事異動の方法

本県高等学校の所在地と学校の課程・学科の分布をもとに、地域と学校群を次のように区分し、人事異動の方法を下のように定めています。

○　全県を７地域に、また、全県の学校をＡ、Ｂの２群に区分しています。
○　Ａ群は主に、定時制、通信制、分校、中高一貫教育校、特別支援学校、地域的特性のある学校とし、Ｂ群はそれ以外の学校としています。

＜人事異動の方法＞

(1) 全県を７地域に区分し、３地域以上を経験する。
(2) 全県の学校をＡ、Ｂの２群に区分し、Ａ、Ｂ群をそれぞれ１回以上経験する。
(3) 新採用後６年間については次のように勤務する。
ア　新採用後１校目は２年間の勤務とし、その後２校目に異動する。
イ　新採用後２校目は４年間の勤務とし、その後３校目に異動する。
ウ　他県の教職経験者等は、上記アの１校目を経験したものとみなし、１校目は４年間の勤務とし、その後２校目に異動する。
(4) 新採用後３校目以降の者※については、同一校同一課程（以下「現任校」という。）に原則として３年以上勤務した者を異動の対象とする。
※平成16年度以前の採用者については２校目以降の者に適用する。
(5) 現任校に８年以上引き続き勤務する者は、「特別の事情」の適用等がなければ確実に異動させる。

なお、同一市町村内で長期間勤務している者は他の市町村にある学校に異動させるものとしています。

異動方法の特例は定めません。ただし、専門教科・科目等を担当する教諭、実習助手及

び養護教諭については、配置できる学校数や１校あたりに配置できる人数等を考慮して、異動させるものとします。

具体的推進方法

１　人事異動調査票について

各教職員が異動に関して、次年度へ向けた決意や目標、自分の考え等を具体的に記載できるようにしてあります。この記載内容は、適材適所の人事配置を行うための重要な資料として活用します。

２　地域と学校群について

教職員一人一人の力量を高めるためには、異なる地域や異なる課程・学科等を幅広く経験することが必要です。また、本県の教育水準の維持・向上と教育の機会均等を確保するためには、広域的人事交流によって、教職員の適正配置を図る必要があります。このことから、人事異動の方法に則り、積極的に人事異動を進めます。

なお、新採用からなるべく早い段階で、３地域以上の経験、並びにＡ群及びＢ群の経験ができるよう人事異動を進めます。

３　過員について

少子化に伴う学級減の傾向から、本年度末も、多くの教職員が過員対象となる見込みです。募集学級数の減少など、各校の状況を踏まえて、過員人数・過員教科を決定します。

定数上または教科上の過員は必ず異動させます。

４　本年度の人事異動の重点

(1)　平成17年度以降の採用者で＜人事異動の方法＞の(3)に該当する者は異動させます。

(2)　平成16年度以前の採用者で新採用以来現任校勤務の者は異動させます。

(3)　実習助手については、新採用以来現任校８年以上の者は異動させます。

(4)　＜人事異動の方法＞の(5)に該当する者は異動させます。

教職員の再任用について

本格的な高齢化社会の到来に対応し、退職者が培った知識や経験を有効に活用するため、平成25年度末の定年退職者から、新たな制度を設け再任用を実施しています。

再任用教職員については、一般教職員の異動状況を勘案しながら、適正な配置を進めていきますが、再任用教員が増加していることに伴い、複数の再任用教員を配置する学校も増える見込みです。

その他

令和３年度も、教員の資質向上による本県高等学校教育の発展に資することを目的として、期間を原則３年間とし「新潟県知事事務部局への出向」「新潟市立高等学校等との人事交流」「県立高等学校教員の中学校への派遣」などを実施します。

令和３年度末４年度初の人事異動について

令和３年末４年度初の人事異動について、人事異動の活性化を目的に、学校の地域と群の見直しを検討しています。

具体的には、地域を現行の７地域から「県立高校の将来構想」と同じ６地域とし、地域的特性のある学校と特別支援学校をＡ群の学校とし、それ以外の学校をＢ群の学校とすることを検討しています。

おわりに

「新潟県立高等学校教職員人事異動方針及び基準」に基づき、適材適所の配置となるよう、厳正・公正かつ積極的な人事異動を行いますので、人事異動に関する一層の御理解をお願いします。

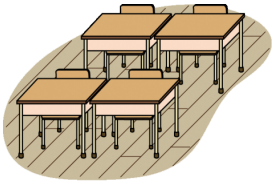

御活用ください！ 児童・生徒へのバリアフリー読書サービス 県立図書館

はじめに

県立図書館では、様々な障害により活字による読書が難しいと感じる子どもたちが、本の魅力に触れ、新たな発見や情報と出会う機会を提供するサービスを行っています。

一人一人が自分にあった快適な環境で読書ができ、読書を通してより豊かな生活を送ってもらえることを目指し進めているサービスや、バリアフリー読書の展示会・体験会について御紹介します。

サービスのご案内

１ サピエサービス

本を読み上げた音声データ（音声デイジー図書）などのデータをCD-ROMにダウンロードして貸し出すサービスです。（「サピエ」とは、活字による読書が困難な人に音声データなどで資料を提供するネットワークサービスの名称です。）

学習障害等により活字では本の内容を理解するのが難しい方、身体障害等により本を持ったりページをめくったりするのが難しい方、視覚障害等により活字を読むことが難しい方などに御利用いただけます。

貸し出しは来館のほか、郵送（無料）でも行います。利用には障害者サービス利用の登録が必要です。

２ 団体貸出サービス

活字による読書が困難な児童・生徒向けに、一般図書のほか、サピエサービスを利用したデイジー図書などの資料を学校経由で一括申込みいただけます。利用には団体貸出サービス利用の登録が必要です。

※各サービスの詳細はホームページに掲載しています。併せて御覧ください。

バリアフリー読書展示会・体験会

12月の障害者週間に合わせ、様々な読書サポートツールを紹介する「バリアフリー読書展示会」を開催します。期間中、以下の日程で体験会も行います。ぜひ御参加ください。

【日時】

展示会：11月25日（水）～12月６日（日）

火曜～金曜：午前9時30分～午後7時

土曜・日曜：午前9時30分～午後5時

※月曜日は休館日です。

体験会：12月４日（金）～６日（日）

各日とも午前10時～午後3時

【会場】県立図書館エントランスギャラリー

（展示会・体験会とも参加無料、申込み不要）

展示会では、デイジー図書などの資料を展示するほか、バリアフリー読書についてポスターにて御紹介します。また、公益財団法人伊藤忠記念財団の御協力のもと、同財団作成のデイジー図書「日本昔話の旅」シリーズの放映や関連展示も行います。

体験会では、タブレット端末によるデイジー図書の閲覧（視聴）のほか、拡大読書器などの読書支援機器を体験できます。

※感染症の感染拡大の状況によっては、イベントが変更・中止となる場合もあります。

おわりに

子どもたち一人一人が自分にあった読書の方法を見つけていけるよう、多様な資料の収集など、今後も取り組みを続けていきます。関心をお持ちの方は、お気軽に県立図書館まで御連絡ください。

県立図書館
〒950-8602 新潟市中央区女池南3-1-2
TEL 025-284-6001（代表） FAX 025-284-6832
URL https://www.pref-lib.niigata.niigata.jp/

新潟県消費者教育推進地域協議会について

県民生活・環境部県民生活課

消費者教育推進地域協議会について

新潟県消費者教育推進地域協議会は消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の趣旨に基づき設置しており、本県における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、必要な事項を検討しています。

新潟県小学校長会、新潟県中学校長会、新潟県高等学校長協会、学識経験者、消費生活に関する各分野の代表等で構成されています。（新潟県消費生活審議会と同時開催）

消費者教育をめぐる現状について

若年層の消費者に対する消費者教育の重要性については「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言」（平成28年６月消費者委員会（内閣府所管））において指摘されています。

学習指導要領については、中央教育審議会答申（平成28年12月21日）を踏まえ、小・中・高等学校の関連する各教科等（社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、現行の規定に加え、自立した消費者を育むため、契約の重要性や消費者の権利と責任などについての内容を充実させるものとなりました。

加えて、令和４年４月１日からの成年年齢に引き下げを見据え、関係省庁（文部科学省・消費者庁・金融庁・法務省）が連携して平成30年度より「消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を高等学校及び大学等において実施するなど、消費者教育の推進が強化されています。

消費者庁の検討報告書では、消費者被害防止の情報を若年層に向けて発信することは、消費者被害の未然防止効果が期待できるとされています。（資料１）

また、文部科学省による消費者教育に関す

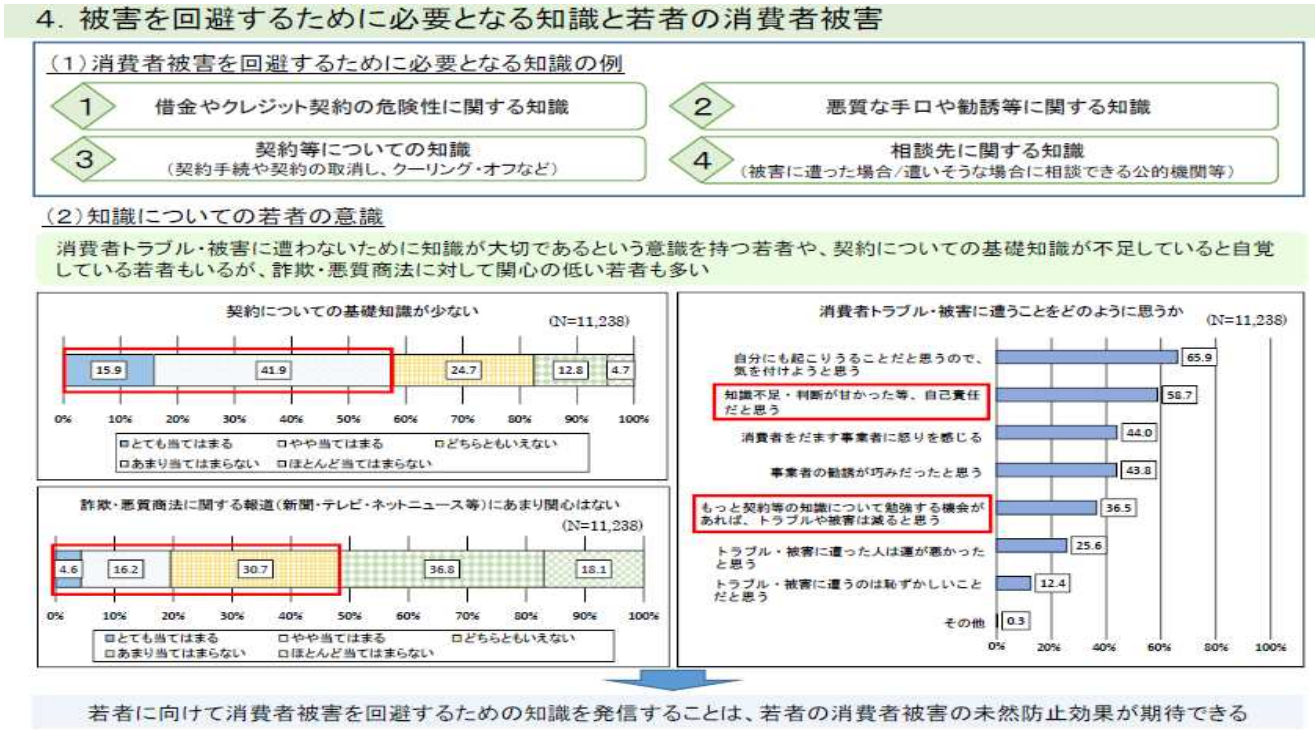

資料１【若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書】（消費者庁）

る取組状況調査によると、教育委員会と消費者行政部局との連携状況や消費者教育の充実に向けた取組が進んでいることが分かる一方で、具体の対応に関する課題も明らかとなりました。（資料２）

２ 調査結果の概要
【教育委員会調査】
（１） 学校教育関連の取組について
〇成年年齢の引下げを踏まえ、「学校教育分野」で新規・拡充した取組の内容
・「消費者行政部局（消費生活センター）との連携強化」が40.5%
（前回より28.0ポイント増）
・「教員対象の研修」が37.2%
（前回より10.6ポイント増）
・「学校への専門家の派遣」が29.7%
（前回より7.8ポイント増）
（２） 今後の対応について
〇消費者教育の推進における課題
・「指導者や講師となる人材がいない」が30.7%
（前回より3.9ポイント増）
・「どのような取組をすればよいかわからない」が29.5%
（前回より0.6ポイント増）

資料２【令和元年度消費者教育に関する取組状況】
（抜粋）令和２年３月31日文部科学省公表

協議会での検討と意見の反映

県の取組状況や各種データ等を各委員から御覧いただき、学校や地域での取組状況について御教示いただくとともに、今後の県事業の方向についての御意見を県の事業に反映させています。（資料３）

新潟県消費者教育推進地域協議会では、若年者に向けて引き続き消費者教育を推進すること、また、消費者被害に遭った際に最寄りの消費生活センター等に相談できる直通ダイヤル「消費者ホットライン１８８」の周知啓発や、消費者行政担当部局と学校・地域との連携強化が今後の課題として挙げられました。

〈意見を反映した取組の一例〉（資料３）

【家庭・地域に向け「県民だより」へ通年掲載】

【わかりやすい表示による
相談ダイヤル（消費者ホットライン１８８）の啓発】

おわりに

県では昨年度、新潟県高等学校長協会家庭部会と連携し消費者教育に関する調査研究事業を実施したほか、市町村においても中学校への消費者教育に関する情報提供や、教育委員会から支援を受けたモデル授業の実践など、教育委員会と消費者行政担当部局との連携が進んでいます。

消費者教育については発達段階に応じて実施するとともに、令和４年４月１日の成年年齢引き下げを見据え、消費者として最低限の知識を身に付けることが喫緊の課題となっている若年層への消費者教育を、学校教育と消費者行政が一層連携して実施していく必要があります。そのため、新潟県消費者教育推進地域協議会を通じて、今後も消費者教育の推進について検討していきます。

（県民生活課　℡025-280-5135）

〈消費者教育に関する文部科学省ＨＰ〉
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/

〈教材に関する消費者庁ＨＰ〉
https://www.kportal.caa.go.jp/index.php

インフォメーション

●県立近代美術館（長岡市）

【コレクション展　第３期】

○会　期　　10月13日(火)～12月20日(日)
○休館日　　毎週月曜日
　　(祝日の場合は開館、翌日休館)
○開館時間　午前９時～午後５時
　　(観覧券の販売は午後４時30分まで)
○内　容

［展示室１］

近代美術館の名品ー新収蔵品を中心にー

令和元年度に新しく収蔵された日本画や版画を中心に紹介します。

［展示室２］

生誕110年佐藤哲三 と 蒲原の画家達

蒲原の地に生きた佐藤哲三の作品を、仲間の画家達とともに紹介します。

［展示室３］

中村忠二　詩情と激情

何気ない日常を描いた中村忠二の世界を紹介します。

○観覧料　　一般430円（340円）
　　高校・大学生200円（160円）
　　中学生以下無料
※（　）内は有料20名以上の団体料金です。
※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は観覧料が免除になります。受付で御提示ください。

下村観山《普賢文殊》1909 年頃

●県立万代島美術館（新潟市）

企画展
「ルート・ブリュック　蝶の軌跡」

《ライオンに化けたロバ》1957年
タピオ・ヴィルカラ ルート・ブリュック財団蔵
Tapio Wirkkala Rut Bryk Foundation's Collection / EMMA – Espoo Museum of Modern Art
© KUVASTO, Helsinki &JASPAR, Tokyo, 2018 C2531

フィンランドの名窯アラビアのアーティストとして世界的に活躍したルート・ブリュック（1916－1999）。重厚でエレガントな釉薬の輝きを特徴とするセラミック作品を中心に、テキスタイルやスケッチを含めた約 200 点を通じ、アート、デザイン、建築をおおらかに乗り越えたその多彩な創作活動を日本で初めて網羅的に紹介します。
また、本県出身のグラフィックデザイナー・亀倉雄策（1915－1997）の旧蔵品であるブリュック作品や北欧の工芸品も特別展示します。

○会　　期　10月10日(土)～12月６日(日)
○休 館 日　毎週月曜日（11月23日は開館）
○開館時間　午前10時～午後６時
　　(観覧券の販売は午後５時30分まで)
○観 覧 料　一般1,100円(900円)
　　高校・大学生900円(700円)
　　中学生以下無料
※（　）内は有料20名以上の団体料金です。
※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は観覧料が免除になります。受付で御提示ください。

【関連イベント】
◆学芸員によるギャラリートーク
○日　時　11月８日(日)、11月21日(土)
　　各日午後２時～
○場　所　万代島美術館展示室
○その他　申込不要／当日の観覧券が必要

【お知らせ】
・マスクの着用に御協力をお願いします。
・新型コロナウイルス感染症の状況により、開催内容に変更が生じる場合もございます。
　最新の情報は美術館ウェブサイト等で御確認ください。

県立近代美術館
住所　長岡市千秋３丁目278-14
ＴＥＬ 0258-28-4111
ＵＲＬ https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/

県立万代島美術館
住所　新潟市中央区万代島5-1　朱鷺メッセ内
　　万代島ビル5階
ＴＥＬ 025-290-6655
ＵＲＬ https://banbi.pref.niigata.lg.jp/

●文化行政課　埋蔵文化財係

第２回新潟県考古学講演会「災害の考古学～遺跡から分かる地震・洪水～」

近年の遺跡発掘調査で見つかった地震や洪水の痕跡から、災害の歴史を紐解きます。まず阿賀野市の担当者が市内で見つかっている災害の痕跡を報告し、そして、災害科学を専門とする外部講師による講演により、これからの防災について考えます。

○期　日　12月13日(日)
○時　間　午後１時～午後３時50分
○会　場　阿賀野市水原公民館
　（阿賀野市山口町１丁目2-14）
○講　師　卜部厚志氏（新潟大学災害・復興科学研究所教授「大地の痕跡から紐解く災害の歴史と防災」）ほか
○参加費　無料
○定　員　60名（要事前申込み、応募者多数の場合は抽選）
○申　込　下記に12月２日(水)までにお申し込みください。
　※情報保障（手話通訳）あり

【土橋北遺跡（江戸時代）の地震痕跡（地滑り）】
阿賀野市提供

新潟県教育庁文化行政課埋蔵文化財係
住所 新潟市中央区新光町4番地1
TEL 025-280-5620　FAX 025-280-5764
E-mail ngt500080@pref.niigata.lg.jp

●世界遺産登録推進県内巡回講演会（上越市）

「佐渡金銀山の魅力と価値を知る」

世界遺産登録を目指す佐渡金銀山について、その価値と魅力を県民の皆様に広くお伝えするため、県内での巡回講演会を開催します。
外部講師による講演のほか、職員が世界遺産登録に向けた取組について報告します。

○日　時　12月20日(日)
　午後２時～午後３時30分(予定)
○会　場　上越市春日謙信交流館　集会室
　(上越市春日山町３丁目１－60)
○参加費　無料(要事前申込)
○定　員　40名
○講　師　坂井秀弥　氏
　(公益財団法人大阪府文化財センター理事長)
○内　容　・講演「佐渡金銀山遺跡と世界遺産の現在」
　・世界遺産登録への取組の現状報告
○申込方法　下記の電話番号へ御連絡ください。

※新型コロナウイルスの感染防止のため、注意事項があります。詳細は、ホームページの「お知らせ」を御確認ください(下記 URL からアクセスできます)。
※新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、やむを得ず講演会を中止する場合があります。

新潟県教育庁
文化行政課世界遺産登録推進室
住所 新潟市中央区新光町4-1
ＴＥＬ 025-280-5726
ＵＲＬ https://www.sado-goldmine.jp/

佐渡を世界遺産に

※PDFファイルで御覧の方は、下線部(Webページアドレス)をクリックすると、直接該当Webページにジャンプしますので御活用ください。
※県ホームページからバックナンバーも御覧いただけます。
「新潟県　教育月報」で検索してください。

教育月報

発行所　新潟県教育庁総務課
所在地　〒950-8570
　新潟市中央区新光町４番地１
電　話　025-280-5587
ＦＡＸ　025-285-3766
E-mail　ngt500010@pref.niigata.lg.jp
Web 版 URL：
https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/
本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください
＜無断転載を禁ず＞